

「記号」と「自然現象」

荒 木 正 見

「記号」について論ずる場合、多くの記号論者は「自然現象」を「記号」でありながら「本来の記号」から除こうとする傾向があるように思われる。しかし、その論拠は単なる日常的印象や便宜に基く場合が多い。小論は、「記号」と、記号としての「自然現象」がどこで論理的に区別できるのかを考察するものである。

1

ギロー (P. Guiraud) によれば、「連合せる刺激 (Stimulus associés)」が一方には「人為的社会的記号 (Signes sociaux artificiels)」他方には「自然的指標 (Indices naturels)」として先ず第一に区分される⁽¹⁾。また他の箇所ではギローは「自然的指標」を、自然に於ける様々な現象間に実在する (existant) 諸関係に基づくものである「自然的記号 (Signes naturels)」と述べてその他の記号と区別する⁽²⁾。しかも彼が記号を本質的に扱おうとするのは「人為的社会的記号」の側である。

また「自然現象」についてシャフ (A. Schaff) は、「記号 (=或るものについて知らせるもの)」に「自然的記号」が含まれているとはするが、それと対立的な「人工的記号」を「本来の記号」であるとする⁽³⁾。

ところで、ギローの例「雲 (記号) 一雨 (記号によって示されるもの)⁽⁴⁾」にせよ、シャフの例「落下する岩石の騒音 (記号) 一雪崩 (記号によって示されるもの)⁽⁵⁾」にせよ、そこでは既に或る記号規定が前提されている。規定に関しては筆者は別稿で論じたので⁽⁶⁾、詳述は避けるが、筆者がとろうとする記号規定は、フッセル (E. Husserl) に於ける「記号」の表面的特徴たる「指標 (Anzeichen)」の規定と一致するであろう⁽⁷⁾。それは端的に「或

るものが、思惟者にとって実際に、何か或るものに対する指示として役立つ場合にのみ、それは本来的な意味において、指標と呼ばれる⁽⁸⁾。」とされる。我々は図式的には「XはYを代理表象する (stand for)」という関係が成立するとき、Xを「記号」と呼び、Yを「記号によって示されるもの」と呼ぶ。

しかし、この規定は規定に於ける両項と両項の関係、即ちXおよびYとそれらの関係の発生に注目するとき、ひとつの問題を引き起こす。いま、ランガー (S.K. Langer) の「自然的記号(natural sign)」の一例、「月の周囲の環 (我々は「月の暈」と呼ぶ・記号)」を取り上げてみよう⁽⁹⁾。それは「雨が降りそう (記号によって示されるもの)」という事実を指し示す「記号 (sign)」であり、それはランガーが述べるように、「より大きな事象の、或いは複雑な状況の一部分であり、経験を積んだ観察者に対して、その記号は、それが顕著な特徴である状況の残りの部分を指し示す⁽¹⁰⁾。」のである。ところで、ここで成立している事態に注目すれば、「月の暈」と、「雨が降りそうである」という一対の「事柄」が観察者の意識に生起している、即ち「両者は1対1の相関関係を為している⁽¹¹⁾」ということにより記号規定を満足させている。ではこの両項および相関関係は如何に成立しているのか。我々はここで、「記号」と「記号によって示されるもの」との関係を表わす有名な3角形を吟味してみたい。

オグデンとリチャーズ (C. K. Ogden & I. A. Richards) によって示されるその3角形⁽¹²⁾は、「象徴 (symbol・我々の術語では『記号』に当る)」、「指示物 (referent)」、そして「思想或いは指示 (thought or reference)」という3極を持つ。その時、我々が問題にしている2極、「象徴 (記号)」と「指示物」との関係は「間接的」な関係であるとされる。即ち「その関係は、『象徴 (記号)』が誰かによって或る指示物を代理表象 (stand for) させられる際に成立する⁽¹³⁾」のであり、「3角形の他の2辺を回っての、間接的な関係にすぎない⁽¹⁴⁾」のである。「他の2辺」の一方は、「思想あるいは指示」と「象徴 (記号)」との関係で、それは「象徴 (記号)」を提起するものの意図と行動に基づく直接的な因果関係を持つ。また他方は、「思想あるいは指示」と「指示物」との関係で、それは因果関係ではあっても、眼前の対象についての知覚や思惟のような直接的関係から、歴史上の人物を想像したりするような間接的關係までがあるとされる⁽¹⁵⁾。

さて、この3角形とその説明に対して我々は記されている「因果関係」の曖昧さに気付く。それは我々がこの3角形の3辺を、具体例によって記述してみることを仮定してみれば明らかである。先ず、「因果関係」と記されている2辺を隙間無く具体的な事柄で埋め尽すのは不可能である。では、「象徴(記号)」と「指示物」との間はどうであろうか。そこは埋める必要が無いと言うべきであろう。規定による「記号」という状況は、ともかく2項が「代理表象」関係をもって結びついていることであつた。2項間に何らかの媒介を設定することは、記号規定に反することになる。そこで、次のような帰結が可能になる。ともあれ「記号」が成立している状況で明らかなのは、「記号」と「記号によって示されるもの」とが「代理表象」関係をもって成立している、という事実のみにすぎないのである。そこで、オグデンとリチャーズの3角形の他の2辺の因果関係は、我々にとって明確な右の「代理表象」関係から逆に推理して、説明がつくように設定されたものであると言えよう。しかしながら勿論我々は、事実にあつて、或る関係が「因果関係」と呼ばれ、我々がそれを妥当なものとして使用していることを無視するわけではない。例えばランガーは、「代理表象関係」の2項のいずれを「記号」と呼ぶかについて、両項の相違点を「一方の項が他の項(記号)より興味が深い、また前者より後者的の方がより利用しやすい⁽¹⁶⁾」という主観的な因果関係に求めるが、この因果関係も、上に述べられた意味をもって認められるべきものである。

このように考えれば、「月の暈」と「雨が降りそうである」との結びつきは不確定な理由で成立したとしか言えないであろう。しかし逆に、ともあれ成立しているのであるから、確かに「何らかの」因果関係をもって成立していると言える。では、この「因果関係」の発生の状況をより明確にしてみよう。いま我々の眼前に成立している関係「月の暈」 \rightleftharpoons 「雨が降りそう」は、継時的に次のような現われ方をするように見える。はじめに、「月の暈」の映像が現われ、次に、「雨が降りそう」という事柄が現われ、最後に我々はこれを反省して「月の暈」 \rightleftharpoons 「雨が降りそう」という代理表象関係を成立させる、と。しかし、関係成立の因果関係に目を向ける時、事態は一層複雑になる。いま我々がはじめの項「月の暈」を捕えた時、それは物理的表現以前であっても心的表象なのであるから、本来の対象とは異ったものが現われていることになる。これはフッセルの「孤独な心的生活に

於ける表現 (die Ausdrücke im einsamen Seelenleben)⁽¹⁷⁾」と一致する事態であるが、ここでは「本来の対象」から「心的表象」に至る発生的な因果関係が成立している筈である。そして更に、この事態を反省的に捕えるならば、「心的表象」は「本来の対象」に対して「記号」として機能しているのである。以上の事態は、第2項「雨が降りそうである」に対しても、また、両項を結ぶ関係そのものに対しても妥当する。

これはすべての「事柄」が「発生」的性格を持っているからであると言える⁽¹⁸⁾。即ち、「事柄」はすべて現象し表象されているものであるというこの地平で思考する限り、「心的表象」と「本来の対象」との対立が成立するが、この場面では記号規定の両項をあえて確定する迄もなく、「事柄」の成立そのものが、そのまま「記号」の成立に当るのである。これに対して、「月の暈」⇔「雨が降りそう」といった記号規定的関係は、上の事実の上に成立しながらも「本来の対象」が捨象されている場合に成立していると言える。かくして、確かに大多数の記号論者は、例えばギローが「連合せる刺激」をそう述べたように、とりあえずすべての「事柄」を「記号」であるとするのである。この限りに於ては、「自然現象」は紛れもなく「記号」である。

2

しかし、他方に於て確かに「自然現象」は「記号」としてはいささか本質的な記号ではない日常的印象も拭い去ることはできない。この理由を明晰にする為には先ず、「自然現象」という語を如何なる意味で用いるかを確定しておかねばならない。ギロー、シャフ、ランガー等が共に要求している「自然的記号」は、「X—Y」の両項ともが日常的な意味での自然現象であるような「記号」であるように思われる。しかし我々の先の考察によれば、記号を考察する場合にはより単純な「代理表象関係」のモデルを考えればよいと言える。即ちこの場合は、「表象」に於て「自然現象」であると判断できる「事柄」を、我々の考察に於て「自然現象」だとしてよい。この「表象」が「自然現象」であれば、その「記号」によって示されるもの、「対象そのもの」は明らかに「自然現象」の筈である。

この時次のような危惧が生じるかもしれない。例えば、1本の「杉の巨木」を「ルートファインディングの目印」とする場合、「杉の巨木」が「自

然現象」であり、後者はそうではないと思われるような事態である。我々が上のように単一の「表象」のみを考察しようとするのであれば、この事態に見られる相違はどのように処理すればよいのか。これに関しては、事態を正確に把握することが要求される。ここで、「巨木」⇔「目印」という「代理表象関係」を「巨木」に認めた時、「巨木」は既に単なる「自然現象」としての意義を放棄しているのではないだろうか。即ち「巨木」は、「自然現象」とは異なるものとして機能しているのである。この事態を正確に述べれば、「杉の巨木の表象」が「ルートファインディングの目印という事柄の表象」を「代理表象」しているのであるが、そこでは両項が「表象」の背後に持っているであろう「対象そのもの」は捨象されているのである。つまり、「巨木」と「目印」との間に「記号規定」が適用される以上、両項の背後の「対象そのもの」は、少く共表面的には問題にならない。これで危惧は解消されたと言える。

さて、それでは我々は如何なる「表象」或いは「事柄」をもって「自然現象」と呼ぶのか。小論は「自然」の観念について詳述する性格のものではないが、考察の手懸りとしてヘーゲル (G. W. F. Hegel) の自然観を取り上げてみる。

コリングウッド (R. G. Collingwood) が簡潔に述べるように、ヘーゲルに於ける「自然」は、「一方では理念 (Idea) に、他方では精神 (mind) に対して⁽¹⁹⁾」とされる。即ち、ヘーゲルに於て「自然」は、「論理学」に於て展開される純粋理念の諸規定、換言すれば純粋存在の諸規定が、実在の場に於て、純粋理念から解放されているものである⁽²⁰⁾。この根本性質から、自然の概念は、基本的には「外面性 (die Außerlichkeit)」によって規定される⁽²¹⁾。自然に於てはすべてのものがこの「外面性」のゆえに「相互に無関心な存立 (gleichgültiges Bestehen) と孤立化 (Vereinzelung) という外観を呈する⁽²²⁾」のである。更にこの「外面性」は、結局、普遍的な生命と、個体との対立の止揚に至って解消され、「精神」となる。自然の外面性の解消によって生じる精神の本質的性格は次のような意味での「自由」である。即ち、「形式的には自由であり、自己同一性としての概念の絶対的否定性である⁽²³⁾」、つまり、「精神自身の自由な活動によって、自分自身に(精神としての) この性格を与えるという特殊性を持っている⁽²⁴⁾」とされる。自らを自ら規定する自由、それは、学問、芸術などに典型的に見られる、表象に

対して自ら規定する自由でもある。

このようなヘーゲルの叙述は神秘性さえ感じられる弁証法的展開のゆえに、時として前近代的な印象を与えるとしても、「自然」の性格に関して普遍的な意義を有していると思われる。

ヘーゲルの「自然」を規定する「外面性」を考える時、ヘーゲルが他の箇所⁽²⁵⁾で、「観察する意識」にとって「自然」は「標識 (die Merkmale)」として現われる、と述べているのが注目に価する。即ち、「自然の観察 (Beobachtung der Natur)」に於ては、「探求や記述にとって事物が識別される標識の方が、(事物の) 他の感覚的諸性質の範囲よりも重要である⁽²⁶⁾」とされる。そして、この諸標識は、単に事物を分類する側の便宜上のものでなく、諸標識によって当の個体自身が相互に自らを特徴づけ、「自ら自己を保持し、自己を普遍から特殊化する⁽²⁷⁾」と述べられる。

さて、このような「外面性」にとどまる限り、意識の自由、或いは、「精神」で規定される「自由」からは疎遠なものになるであろう。「標識」に注目する観察者は、「標識」によって成立する特殊を見ているにもかかわらず、「標識」の背後に横たわる諸事物間の関係としての普遍にまた捕われてしまう⁽²⁸⁾というように、「標識」に内包する特殊と普遍の対立によってかき乱されるのみである。我々が「自然」として捕える時に抱いている先入観は、それが究極に於ては意識によってコントロールできないということである。これは自然界における諸事物の、上に述べられた「外面性」によるものであると言える。今日確かに科学の発達によって「自然」を構成している諸要素が明らかになってはいるが、いかに追求したところで、それが一方的に対象の側の諸性質をもって我々の意識を規定してくるものだという前提は変わらない。そしてその限りに於て、特殊の背後の普遍は、常に横たわり続けるのである。ヘーゲルの叙述はこの後、当面は「標識」の背後の普遍を「法則」として捕える⁽²⁹⁾が、やはりまたその背後に普遍の生起をみる。「自然」とはまさにそのようなものである。そして、「自然哲学」から「精神哲学」への移行に於て示される、自然に於ける特殊な存在たる個体は、自然的な存在としては肉体の死をもって普遍と合一しなければならないという矛盾の究極こそが、自然的存在の持つ、精神の自由からの疎遠さを雄弁に物語っているであろう⁽³⁰⁾。

さて、我々が「記号」のひとつとして「自然現象」の一義性に注目す

るとき、上の疎遠さとの関わりが浮び上がってくる。同じように巷に降る雨でも、単なる自然現象と、映画の一場面で男が喜びの余りずぶ濡れになって歌い踊る雨とはその意義が異なる。前者は自然現象としての雨という限定を持ち、後者はそれ以上の奥行きを持つ象徴的なものとしてある。前者の限定に固執しては後者は成立し得ない。つまり、後者では映画作者や鑑賞者の思い入れが最大限に要求される。更に、その思い入れ、即ち意識の自由が積極性を増して表象に対して規定的な性格を強めれば、記号規定によって示された「XはYを代理表象する」という対応関係が一層明確になる。

このように考えてくれば、先ず「自然現象」は我々にとって意識の自由から最も疎遠な性質を持つ「記号」であると言える。これに対して、我々の「記号」という術語使用は、我々の意識の自由を最大限に発揮できる方向に向けられていると言える。ギローやシャフがコミュニケーションを強調するのはこの意味である。また、筆者が別稿⁽³¹⁾で論じた「規約的記号」はその意味に於て「自然現象」の対極にあると言える。このように表面上、「記号」という術語使用と反するかのように見える印象のゆえに、「自然現象」は多くの研究者によって特異な地位を与えられたものと思われる。しかし、「自然現象」の持つ疎遠さは他の諸記号との間に明確に線を引くことのできない性質を持つ。それは基本的には、既述のようにすべて「表象」である以上記号規定に妥当する面を持つ点に起因する。即ち、「自然現象」は「表象」として本質的に「記号」であるから、「記号」類型化の対象とならねばならないが、その際、記号規定を遂行するという意識の自由からは疎遠であるから、記号規定性もしくは規約性からは最も遠い極に位置させられるべきである。

註

- (1) ギローの類型の典型的な図式は Pierre Guiraud: “La sémantique”, P. 16 に見られる。
- (2) “La sémantique”, P. 13.
- (3) Adam Schaff: “Introduction to semantics”, Translated from Polish by O. Wojtasiewicz, P. 171-P. 172.
- (4) “La sémantique”, P. 13.
- (5) “Introduction to Semantics”, P. 171.

- (6) 「発生」と「規約」——記号類型化の根底、哲学論文集第十四輯（九州大学哲学会編）。
- (7) Edmund Husserl: “Logische Untersuchungen”, Bd. 2, I. Teil, S. 24ff.
- (8) “Logische Untersuchungen”, Bd. 2, I. Teil, S. 23.
- (9) Susanne K. Langer: “Philosophy in a New Key”, P. 57.
- (10) “Philosophy in a New Key”, P. 57.
- (11) “Philosophy in a New Key”, P. 57.
- (12) C. K. Ogden & I. A. Richards: “The Meaning of Meaning”, P. 10ff.
- (13) “The Meaning of Meaning”, P. 11.
- (14) “The Meaning of Meaning”, P. 12.
- (15) “The Meaning of Meaning”, P. 10 ff.
- (16) “Philosophy in a New Key”, P. 58.
- (17) “Logische Untersuchungen”, Bd. 2, I. Teil, S. 35 ff.
- (18) 註(6)の拙稿参照。
- (19) R. G. Collingwood: “The Idea of Nature”, P. 124.
- (20) G. W. F. Hegel: “Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse”, § 244. 尚、ヘーゲルに於ける本質学と実在哲学との切れ目に関しては『大論理学 (“Wissenschaft der Logik”)』第1版序文の次の箇所に做る。「外面的関係に関して言えば、現象学をその内容とする学の体系の第1部に対して、論理学と、そして自然哲学および精神哲学の2つの実在哲学を含むはずの、そして、それらによって学の体系が完結するはずの第2部が続く予定であった。」
- (21) “Enzyklopädie”, § 247.
- (22) “Enzyklopädie”, § 248.
- (23) “Enzyklopädie”, § 382.
- (24) “The Idea of Nature”, P. 125.
- (25) G. W. F. Hegel: “Phänomenologie des Geistes”, S. 185 ff.
- (26) “Phänomenologie des Geistes”, S. 186-S. 187.
- (27) “Phänomenologie des Geistes”, S. 87.
- (28) “Phänomenologie des Geistes”, S. 188.
- (29) “Phänomenologie des Geistes”, S. 188 ff.
- (30) “Enzyklopädie”, § 375.
- (31) 註(6)参照。